



租税透明化法の制定に伴い  
平成23年4月1日以降に終了する事業年度から、  
法人税関係特別措置を適用する場合には、法人税申告書への「適用額明細書」の添付が必要となります

- ◎ 平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的として「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」（平成22年法律第8号）（以下「租特透明化法」といいます。）が制定されました。
- これに伴い、平成23年4月1日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から、法人税関係特別措置を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付することが必要となります。
- ◎ 「適用額明細書」の取扱いの概要については、次ページ以降のQ & A形式による説明を参考にしてください。
- また、「適用額明細書」の記載方法につきましては、国税庁のホームページ<sup>(注)</sup>に「適用額明細書記載の手引」を掲載しておりますのでご確認ください。
- (注)「国税庁ホームページ」→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」の順にクリックすると、「適用額明細書記載の手引（平成23年4月）」のページがご覧いただけます。
- ◎ このリーフレットに関するご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成23年4月

国 税 庁

## Q 1 「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人<sup>(注)</sup>が法人税関係特別措置（Q 2 参照）の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書（法人税の確定申告書及び連結確定申告書などをいいます。以下同じです。）に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています（最終ページ参照）。

(注) 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

## Q 2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるもの（具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租税特別措置）をいいます。

## Q 3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣（国税庁長官）は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

**Q 4 「適用額明細書」は、いつから添付する必要がありますか？**

A 4 平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から添付する必要があります。

(参考) 平成 23 年 4 月決算以降の法人で、法人税申告書の用紙の送付を希望されている<sup>(注)</sup>場合には、法人税申告書を送付する際に、「適用額明細書」の用紙を同封します。

(注) 前年以前の法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄の区分が「要」となっている場合が対象となります。

**Q 5 「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？**

A 5 「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

そのため、「適用額明細書」の添付もれ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

**Q 6 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム（e - T a x）による送信ができますか？**

A 6 「適用額明細書」については、平成 23 年 6 月上旬以降、国税電子申告・納税システム（e - T a x）による送信が可能となる予定です。

**Q 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の添付は必要でしょうか？**

A 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の添付が必要となります。

